

# 東 隈 浄 水 場 施 設 改 良 事 業

入札説明書等に関する第2回質問の回答書

平成24年12月

春日那珂川水道企業団

本質問回答書は、平成 24 年 10 月 24 日（水）から平成 24 年 11 月 6 日（火）までに受け付けた東隈浄水場施設改良事業入札説明書等に関する第 2 回質問への回答を記載したものです。  
なお、質問受付期間及び質問受付数は、以下のとおりです。

質問受付期間：平成 24 年 10 月 24 日（水）から平成 24 年 11 月 6 日（火）17 時まで  
質問受付数：次表参照

資 料 名 等	質 問 受 付 数 (件)
入札公告	1
入札説明書	9
入札説明書別紙	30
要求水準書	81
落札者決定基準	1
提出書類作成要領及び様式集	40
設計及び建設工事請負契約書（案）	25
閲覧資料	16
その他	12
実施方針に関する質問回答書	1
入札説明書等に関する第 1 回質問回答書	58
計	274

入札説明書等に関する質問回答書（第2回）

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
1	入札公告		監理技術者について									本件において、設計技術者の資格を求められていますが、監理技術者の資格要件の記載されておられません。代表企業が監理技術者証（水道）を有するものを配置できれば良いと考えますが宜しいでしょうか。	監理技術者は工種ごとに配置してください。監理技術者は監理技術者証（水道）を有するものとしてください。複数の工種を1社で行う場合は該当する複数工種に対して1名でも構いません。
2	入札説明書	2	導水施設	第2章	6						表-1	既設導水管から分岐する場合、事業者が瑕疵責任を負うのは、分岐点から下流側と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	2	対象施設及び対象業務	第2章	6							本業務に施工監理業務は含まれますか？もし、含まれておりましたら、その業務範囲につきましてご教示願います。	発注者が行う施工監理業務は含まれません。
4	入札説明書	5	膜ろ過設備の引渡しについて	第2章	9		(2)					膜ろ過設備の供用開始後に2号薬品沈澱池の運用を停止しての改修が認められるとのことですが、2号薬品沈澱池の改修工程にあわせて、膜ろ過設備の供用開始を平成29年3月末より早めていただくことは可能でしょうか？（出来高等への影響はないものとします。）	可能です。
5	入札説明書	5	事業スケジュール	第2章	9							設計期間および工事期間で、「主に」とあるのは、例えば撤去工事を更新工事より一部先行して着手する様な提案でも構わない、という理解でよろしいですか。	設計業務を含めて、ご理解のとおりです。
6	入札説明書	6	入札者参加者の構成等（設計企業）	第3章	1		(8)					要求水準書11頁の表2-2本業務の概要では、対象業務が「調査」「設計」「工事」と区分されているため、入札説明書6頁の(8)の「本施設の工事を行う企業は、本施設の工事を行う目的で共同事業体（以下「建設JV」という）を結成するものとする。」と、工事を行う企業、すなわち建設企業が建設JVを結成するとなっており、建設JVには設計企業は含まれないと考えますが如何でしょうか。	(第1回質問回答No. 44参照)
7	入札説明書	6	入札者参加者の構成等（出資金）	第3章	1		(8)					建設JVは、必ずしも出資する必要はありませんか。	出資とは工事分担額のことを意味します。
8	入札説明書	6	入札者参加者の構成等（出資金）	第3章	1		(8)					第1回質問回答書No. 42に関連しますが、共同企業体は乙型とありますので出資は生じないという解釈でよろしいでしょうか。また、そのような解釈とすれば、出資率ではなく、工事分担額（もしくは比率）を示すということではよろしいでしょうか。	(質問回答No. 7参照)
9	入札説明書	10	入札説明書等に対する質問書の提出	第4章			(3)					12月12日の参加表明書提出後の入札説明書等に対する質問の機会を設けていただけないでしょうか。若しくは参加表明した業者について、都度質問を受け付け、ホームページではなく、メール等により回答を配信していただくなど検討いただけないでしょうか。	入札説明書等に対する質問を今後受付けることは考えておりません。
10	入札説明書別紙	別紙2	東限浄水場現況配管平面図	別紙2								町道認定廃止予定地に導水管と思われる配管が見受けられます。（水色で記載されていますが、実施方針資料では赤色の表示でした。）この配管は今後使用予定のない配管で、撤去しても差し支えないものでしょうか？	残置としてください。
11	入札説明書別紙	別紙2	山田導水管と井尻導水管	別紙2								別紙2には東側から場内に入る「山田導水管φ250」がある一方で、南側水管橋から場内に入るφ300配管に「流量計 山田・井尻取水」と記載されています。上記東側山田導水管φ250配管にて山田井水を単独で導水し、かつ上記南側φ300配管で井尻井水を単独で導水する事は可能でしょうか。	別紙2の東側から場内に入る山田・井尻導水管φ250と南側水管橋から場内に入る山田・井尻導水管φ300は、山田水源と井尻水源の計画取水量の合計水量を各々導水可能な計画となっています。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(7) (4) など	a b など			
12	入札説明書別紙	別紙2	既設配管	別紙2									既設配管の土かぶり、管種、継手の種類をご教示ください。	土被りは概ね1.2m程度と考えられますが、配管により異なっていると思われる場合があります。図面等で確認できない場合は、バルブの位置や試掘で確認ください。管種はダクタイル鋳鉄管、鋼管が主で、継ぎ手は、A形、K形、フランジが主なものです。
13	入札説明書別紙	別紙3	取水流量	別紙3									別紙3に記された運用水量から、現況では各取水井導水管の最大流量は下記でよろしいでしょうか。 1号井 110m <sup>3</sup> /h 2号井 60m <sup>3</sup> /h 4号井 30m <sup>3</sup> /h 5号井 30m <sup>3</sup> /h 6号井 60m <sup>3</sup> /h 7号井 250m <sup>3</sup> /h 8号井 300m <sup>3</sup> /h 9号井 300m <sup>3</sup> /h 井尻 1号井+2号井 160m <sup>3</sup> /h 山田 1号井+2号井 210m <sup>3</sup> /h 那珂川取水 780m <sup>3</sup> /h	別紙3はあくまで参考資料です。
14	入札説明書別紙	別紙5	撤去範囲	別紙5									受電の引込点は既存の現在の位置としてもよろしいでしょうか？	今回の施設整備に伴い適切な位置をご提案ください。
15	入札説明書別紙	別紙5	撤去範囲	別紙5									撤去範囲に含まれる河川沿いの高圧架空線ルートおよび既存電柱はそのまま存置・使用が可能との認識でよろしいでしょうか？	河川沿いの高圧架空線ルート及び既存電柱による送電設備は本事業において地中化することが望ましいものと考えております。ただし、送電管の埋設が難しい部分については、維持管理上支障（維持管理で生じるクレーン作業時の接触事故等）のないことを確認した上で現在の高圧架空線ルート及び既存電柱の使用を認めるものとします。不要な電柱の撤去をお願いします。
16	入札説明書別紙	別紙5	撤去範囲	別紙5									第4系統受電盤は撤去範囲となっているように思われますが、ここから新系に配電されています。新系用受電盤は新設用地に新たに設置となるのでしょうか？あるいは、既存の存置利用は可能でしょうか？	第4系統受電設備は撤去してください。新系用受電盤は新設用地に新たに設置してください。
17	入札説明書別紙	別紙5	撤去範囲	別紙5									汚泥脱水棟の電源は第2系統受電盤から配電しているようですが、当該盤は撤去対象となるため汚泥脱水棟の近隣に新設受電盤を設置と考えてよろしいですか？あるいは既存の存置利用は可能でしょうか？	汚泥脱水棟の電源設備の新設が必要になります。（既存利用は不可）電源供給の方法についてはご提案事項と考えております。
18	入札説明書別紙	別紙5	撤去範囲	別紙5									第4号取水井の電源は、第1系統受電盤より撤去エリア内の地中ルートを経由して配電されています。この地中ルートはそのまま存置して使用することも可能との認識でよろしいでしょうか？	第1系統受電盤から第4号取水井への配電に利用している地中ルートを存置して使用することは認められますが、具体的なルートについては事業者で調査をお願いします。
19	入札説明書別紙	別紙5	撤去範囲	別紙5									第2系統受電盤（撤去外の既存の脱水処理棟などへの受電盤）について、移設先は青ワク新設用地外の合理的な場所へ移設又は新設を提案するものとの認識でよろしいでしょうか？	第2系統に関する受電設備は新設となります。電源供給の方法についてはご提案事項と考えております。受電盤の設置位置は既設設備、本事業の整備及び維持管理に支障がない場合には青ワク以外のスペースに設置することも可能です。
20	入札説明書別紙	別紙5	キュービクル 高圧盤高圧受 電室	別紙5									今回の工事にて、屋外設置のキュービクル高圧盤は、全て撤去とありますが、よろしいでしょうか。また高圧受電室は、撤去範囲に含まれていませんが、合わせて撤去してよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段の高圧受電室は残置ですが、高圧受電設備は撤去してください。受電室の有効活用があればご提案ください。
21	入札説明書別紙	別紙5	新設用地	別紙5									第1回質問回答書No.70で、「東限第8号井と天日乾燥床の間のスペースは活用可能」とありますが、東限第8号井と東限第9号井の間のスペースも活用可能でしょうか。	配管及びケーブル類の布設には利用可能ですが、構造物の建設用地としては利用できません。
22	入札説明書別紙	別紙5	新設用地	別紙5									第1回質問回答書No.70で、「東限第8号井と天日乾燥床の間のスペースは活用可能」とありますが、天日乾燥床と（新設）2号薬品沈澱池の間のスペースも活用可能でしょうか。	埋設物に影響がない範囲で可能とします。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(7) (4) など	a b など			
23	入札説明書別紙	別紙5	那珂川の護岸改修工事	別紙5									現在、既設浄水場の西側から南側に掛けて那珂川の護岸改修工事を行っていますが、護岸改修工事の完成予想図等、関連資料をご提示願えないでしょうか。	那珂川の護岸改修工事は福岡県が実施しているため、当企業団からご提示する関連資料はありません。
24	入札説明書別紙	別紙5	東限浄水場新設用地及び主な撤去対象施設位置図	別紙5									第1回質問回答書No. 70で、「東限第8号井と天日乾燥床の間のスペースは活用可能でしょうか。」の質問に対して、「利用可能です。」との回答をいただいておりますが、別紙5では、その回答がまだ反映されていません。第1回質問の回答とお利用可能と考えますが、よろしいですか。	第1回質問の回答とお利用可能ですが、既設管等への影響がない範囲での利用となりますので別紙5には記入しません。
25	入札説明書別紙	別紙5	撤去工事	別紙5									撤去工事対象施設ではない「高圧受電室」を使用しない施設として解体した場合は加算対象になるのでしょうか。	既設の高圧受電室は撤去しない提案としてください。
26	入札説明書別紙	別紙5	撤去工事	別紙5									撤去工事対象施設ではない(新系)「急速ろ過池」を使用しない施設として解体した場合は加算対象になるのでしょうか。	新系急速ろ過池は撤去しない提案としてください。
27	入札説明書別紙	別紙6	太陽電池アレイ設置用地	別紙6									東限第5号井、第6号井の用地④に太陽光発電設備を設置する予定ですが、門扉横にある高木(1本)が日陰を与える可能性がありますので、伐採してよろしいでしょうか。	伐採は可能ですが、伐採した樹木は事業者側で処分してください。
28	入札説明書別紙	別紙6	太陽電池アレイ設置用地	別紙6									④候補地から河川を越える配線ルートとして、既存の水管橋に共架配線してもよろしいでしょうか。	結構です。
29	入札説明書別紙	別紙6	太陽電池アレイ設置用地	別紙6									太陽光パネル設置候補の①～④順について、例えば、何らかの合理的な理由があって②に全く設置せずに③や④にいきなり配置とすると評価が低くなりますでしょうか。	合理的な理由があれば評価が低くなることはありません。
30	入札説明書別紙	別紙6	太陽光発電	別紙6									第1回質問回答書No. 8において、残地が多いほうが更新等に有利とありますが、出力と残地面積は、どちらが優先されるか、ご教示下さい。	出力を優先します。
31	入札説明書別紙	別紙9	臭気物質濃度	別紙9									原水水質の臭気(ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール)は藻体外物質と藻体内物質の合計値と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	入札説明書別紙	別紙10	浄水水質設計条件	別紙10									( )書きの項目は、配水池の測定実績となっておりますが、どこの配水池でしょうかご教示願います。	天神山配水池、王塚台配水池(旧炭焼配水池)、後野配水池の3箇所です。
33	入札説明書別紙	別紙16	東限浄水場外の取水施設及び配水施設の遠隔操作状況概要図	別紙16									現在、管理棟旧操作室に「フォレストシティ テレメータ盤」が設置されていますが、別紙16に記載されている場外施設のどの施設に該当しますか。	星見ヶ丘配水池に該当します。
34	入札説明書別紙	別紙16	上白水配水池	別紙16									第1回質問回答書No. 5に「・・・場外系の現地調査・・・」と記載有りますが、現地調査ではわからないことがあると考えます。下記の電気設備関連資料の閲覧および資料配布をお願いします。 <電気設備関連資料> ①単線接続図、展開接続図、フローシート ②盤の設置寸法図、ケーブルルート ③操作概要 ④テレメータ伝送項目 など	現時点でご提示できる資料はありません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答																												
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(7) (4) など	a b など																														
35	入札説明書別紙	別紙16	星見ヶ丘配水池	別紙16								第1回質問回答書No.5に「・・・場外系の現地調査・・・」と記載有りますが、現地調査ではわからないことがあると考えます。下記の電気設備関連資料の閲覧および資料配布をお願いします。 <電気設備関連資料> ①単線接続図、展開接続図、フローシート ②盤の設置寸法図、ケーブルルート ③操作概要 ④テレメータ伝送項目 など	(質問回答No.34参照)																												
36	入札説明書別紙	別紙16	埋金浄水場	別紙16								第1回質問回答書No.5に「・・・場外系の現地調査・・・」と記載有りますが、現地調査ではわからないことがあると考えます。下記の電気設備関連資料の閲覧および資料配布をお願いします。 <電気設備関連資料> ①単線接続図、展開接続図、フローシート ②盤の設置寸法図、ケーブルルート ③操作概要 ④テレメータ伝送項目 など	更新対象外です。																												
37	入札説明書別紙	別紙16	NTT専用回線	別紙16								東限浄水場と場外設備の間で利用されているNTT専用回線の月額使用料を回線ID毎にご教示ください。	ID番号は別紙16に示す番号です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ID番号</th> <th>月額</th> <th>ID番号</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>920-800568</td> <td>8,673円</td> <td>920-808452</td> <td>12,453円</td> </tr> <tr> <td>920-803657</td> <td>同上</td> <td>920-900912</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>920-803682</td> <td>同上</td> <td>922-115593</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>920-821264</td> <td>同上</td> <td>922-115594</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>922-115592</td> <td>同上</td> <td>930-184202</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>930-167337</td> <td>同上</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ID番号	月額	ID番号	月額	920-800568	8,673円	920-808452	12,453円	920-803657	同上	920-900912	同上	920-803682	同上	922-115593	同上	920-821264	同上	922-115594	同上	922-115592	同上	930-184202	同上	930-167337	同上		
ID番号	月額	ID番号	月額																																						
920-800568	8,673円	920-808452	12,453円																																						
920-803657	同上	920-900912	同上																																						
920-803682	同上	922-115593	同上																																						
920-821264	同上	922-115594	同上																																						
922-115592	同上	930-184202	同上																																						
930-167337	同上																																								
38	入札説明書別紙	別紙19	農業用水路	別紙19								入札説明書等に関する第1回質問の回答書No.109において、新設用地東側の道路幅員の現状確保は農業用水路を含まない幅員とあります。又、入札説明書等に関する第1回質問の回答書No.111において、農業用水路は内々600mm×600mmとあります。現地確認によると新設用地東側の農業用水路幅は内々で450mmとなっておりますので、新設する農業用水路は新設用地内に掛かる位置に設置すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。																												
39	入札説明書別紙	別紙19	道路幅員	別紙19								入札説明書等に関する第1回質問の回答書No.109において、新設用地東側の道路幅員の現状確保は農業用水路を含まない幅員とあります。新設用地東側の道路幅員が4.0m未満の場合でも現状幅員を確保すればよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。																												
40	要求水準書	3	汚水	第1章	2		(6)				表1-1	汚水の下水道接続位置に関する関係図面をご教示願います。(深さ、管径、仕様等)	現時点で図面の提供はできませんが、汚水管の下水道接続位置は新設用地南側の民家の付近で下水管の土被りが1.2~1.5m程度、管種及び口径はPRPφ200となっています。																												
41	要求水準書	4	順守すべき関係法令等	第1章	2		(10)	①				第1回質問回答書No.138で、「詳細設計完了後の改訂により事業費に影響がある場合は、協議の対象となる」とありますが、詳細設計完了後ではなく、詳細設計期間中における改訂により事業費が変動する場合でも、事業費変更協議対象となるものと考えてよろしいでしょうか。	指針及び各種基準の改定は事前に周知されますので、今後のスケジュールから判断して詳細設計での対応は可能と考えております。従いまして「詳細設計完了後」としてあります。																												

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(7) (4) など	a b など			
42	要求水準書	4	遵守すべき関係法令等	第1章	2		(10)	②					指針及び各種基準等の最新版を適用する時点について、詳細設計時点というご回答がありました。詳細設計の着手後は設計条件の変更は困難ですので、厳密に、詳細設計の着手に当たって設計条件の確認を行った時点という解釈でよろしいでしょうか？	(質問回答No. 41参照)
43	要求水準書	5	自然災害	第1章	3		(1)	②					コンセプトの中に、自然災害等に強い施設の設備と記載がありますが、実際に起こった過去の災害の中で、被害を受けた事例はありますか、ご教示下さい。	平成20年に落雷被害を受け、翌年に対策を講じそれ以降の被害はありません。また、平成21年7月に九州北部豪雨による一部冠水被害がありました。
44	要求水準書	5	景観に配慮した施設整備	第1章	3		(1)	③	ウ				「ユニバーサルデザイン」について、見学者動線および管理棟及びその周囲などの一般の方の立ち入る部分の動線についてはそのように整備し、設備メンテナンスや維持管理の職員動線全てまでをユニバーサルデザインとするのは不要と考えています。その認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
45	要求水準書	5	景観に配慮した施設整備	第1章	3		(1)	④	ア				「周辺の生活環境や景観に配慮」とありますが、構内緑化や施設建物の美観に配慮することのほかにおいて、一般的な景観条例などに見られるような地域内での建築物高さ制限や意匠統一、建物の圧迫感回避策などについて、地元地域でなんらかの取り決めごとや参考になる指針などがあればご教示願えませんでしょうか？	地域内での建築物高さ制限や意匠統一、建物の圧迫感回避策などについて、地元地域での取り決めごとや参考になる指針などはありません。
46	要求水準書	6	緊急避難場所として開放	第1章	3		(1)	④	イ				「地域住民の一時的な緊急避難場所として開放」とありますが、その際の想定としては、当施設区域の公民館と同程度や補助での利用との認識でよろしいでしょうか？	避難施設として特別な設備を設置することは考えておりません。
47	要求水準書	8	撤去対象	第2章	1		(2)						「撤去対象として記載がないものでも本事業に関する事業者提案に基づく施設整備に関連し不要となる部分については撤去」とされており、入札説明書等に関する第1回質問の回答書No. 178では「撤去範囲にあるもの及び本事業に関連し不要となる部分については撤去」と回答されています。例えばですが、事業者提案で撤去範囲外の（新系）沈澄水ポンプ室や高圧受電室を使用しない水フローを提案した場合、撤去しなければならないのでしょうか。	撤去対象外である（新系）沈澄水ポンプ室や高圧受電室等を撤去する必要はありません。
48	要求水準書	9	新設施設	第2章	1		(2)					表2-1 (1)	「膜ろ過設備室、管理室及び事務室等を一体とした管理棟とする」とあります。一体とは計画通知上の1棟と解釈し、構造上は別構造とすることが出来るとの解釈でよろしいでしょうか？	ご質問の「計画通知上の1棟」と「構造上は別構造」を具体的にイメージすることができませんが、一体とは用地の有効利用や維持管理面の容易性を考慮した構造でありますので、この趣旨に合致したものとしてください。
49	要求水準書	10	既設2号薬品沈澱池	第2章	1		(2)					表2-1 (2)	既設2号薬品沈澱池の工事期間中は、1池毎の施工ではなく、全面停止して施工が可能でしょうか？それとも水運用の関係から、1池施工中は、1池を運用しながらの施工となりますでしょうか？	膜ろ過施設供用開始前であれば、既設2号薬品沈澱池の施工は1池毎になります。
50	要求水準書	10	薬品注入設備	第2章	1		(2)					表2-1 (2)	薬品貯槽を撤去するにあたり、残存する薬品の取扱いについてご教示願います。	当企業団で対応しますが、洗浄等が必要な場合は事業者対応となります。
51	要求水準書	10	薬品注入設備	第2章	1		(2)					表2-1 (2)	送水ポンプ室内の次亜注入設備は、別紙5に撤去範囲と明示されていないため、今回の範囲外と考えてよろしいですか。撤去範囲ならば、閲覧資料10で開示されている「東限浄水場次亜注入設備工事」には、機械図及び電気図が添付されていませんので、開示願います。	前段は撤去対象となります。後段の図面は第3回貸出し資料として参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付時に代表企業へ提示します。
52	要求水準書	10	撤去施設	第2章	1		(2)					表2-1 (2)	撤去工事にあたり、管理棟内の備品（机、棚等）は、あらかじめ搬出したくとの理解でよろしいでしょうか。	必要なものは当企業団で搬出します。残りは処分をお願いします。
53	要求水準書	11	測量調査	第2章	1		(3)					表2-2	測量調査の中に「浄水場外周の境界確定測量」とありますが、土地所有者間の境界確定は済んでいると理解してよろしいでしょうか。もし済んでいない場合は境界確定が済んでいない場所についてご開示下さい。	境界確定は完了していません。測量実施時に関係者との協議を行う予定です。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(7) (4) など	a b など			
54	要求水準書	11	試掘調査	第2章	1		(3)					表2-2	試掘調査を実施した結果、大規模な地下構造物等が発見された場合の撤去費用負担及び、工期の延長とそれに伴う費用負担は、「設計及び建設工事請負契約書(案)(条件変更等)第35条」の対象となると理解してよろしいでしょうか。	本業務に支障となる大規模な地下構造物が発見された場合には協議対象と考えております。しかし、ピット、弁室や一般住宅の基礎等は大規模な地下構造物には含まれないものと考えます。
55	要求水準書	12	測量	第2章	2	2-1	(2)	②	ア				境界確定測量とは町道拡張に伴って発生する境界確定でしょうか。それとも、浄水場全体(第5号、6号井の用地も含む)の境界確定測量でしょうか、ご指示下さい。尚、浄水場全体の境界確定測量の場合、境界の協議は完了していると判断してよろしいでしょうか。	前段は第5号、6号井の用地を除く浄水場全体の境界確定測量です。後段は質問回答No. 53参照。
56	要求水準書	12	指導員常駐	第2章	2	2-1	(2)	⑦					指導員の業務内容に、運転管理及び維持管理の記載があります。企業団様(メンテ会社様)との業務分担についてご教示願います。例えば、終日企業団様(メンテ会社様)と同じ業務を行うのでしょうか。	(第1回質問回答No. 246参照)
57	要求水準書	12	運転指導員	第2章	2	2-1	(2)	⑦					事業完成後1年の間、指導員を常駐させるとありますが、供用開始から1年間ですか。それとも事業完成(平成30年3月末)から一年間でしょうか。	全ての施設が供用開始してから1年間です。
58	要求水準書	12	運転指導員	第2章	2	2-1	(2)	⑦					常駐する指導員は、運転管理者からの質問に答え、助言し、改善すべき点につき指摘する等の業務に努めますが、運転についての一定の成果を保証したり結果責任を負うものではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書	12	指導員常駐	第2章	2	2-1	(2)	⑦					指導員の常駐費用につきましては、様式IV-3①の調査(平成29年度)に計上することですが(第1回質問回答書No.243)、指導員の常駐に対する対価はどのような方法で支払われるのでしょうか。毎月、あるいは四半期毎に費用請求させていただくことは可能でしょうか。	工事費に含めて支払うことになります。
60	要求水準書	15	計画原水水質	第2章	2	2-2	(2)	①					別紙9に示してある計画原水水質のうち、H16~H21実績に基づく混合原水水質想定値に記載のない「塩素酸」「臭素酸」「ジオスミン」「2-MIB」「臭気」「ニッケル及びその化合物」「亜塩素酸」「二酸化塩素」「従属栄養細菌」の設定根拠をご教示願います。	「塩素酸」「臭素酸」「亜塩素酸」「二酸化塩素」については、浄水用薬品によって付加されることはあっても、通常は原水で検出されない項目であるため、定量下限値未満としました。なお、「臭素酸」については浄水ではほぼ定量下限値未満であることを確認しています(別紙10のとおり)。「ジェオスミン」「2-MIB」は、平成23年5月に発生したカビ臭(この際は2-MIB)被害を勘案して設定しました。「臭気」については、現状では混合原水の臭気を測定しておらず、水源ごとの過年度水質より試算した混合原水水質想定値の欄は空白にしております。しかし、河川水では常に何らかの臭気を検出されており、その多くは藻臭であるため、計画原水水質は「検出される(主に藻臭)」と設定しました。「ニッケル及びその化合物」は、主に資機材からの溶出や腐食により高くなりやすい項目ですが、配水池では定量下限値未満であることを確認しております(別紙10のとおり)。また、通常の除去方法では除去しにくい項目であることから、原水にも含まれていないものと判断しました。「従属栄養細菌」は、水道統計等を参考にして、全国事例より設定しました。
61	要求水準書	15	計画原水水質	第2章	2	2-2	(2)	①					別紙10に示してある浄水水質設計条件(その2:水質管理目標設定項目)のうち、定期検査におけるH16~H21実績に記載のない「亜塩素酸」「二酸化塩素」の設定根拠についてご教示願います。	「亜塩素酸」は貯蔵中の次亜塩素酸ナトリウム溶液の分解過程で生成されるので、塩素注入により一定量が付加されますが、「塩素酸」の浄水水質設計条件を達成できる設備を整備し適切に管理すれば、計画原水水質条件において、かつ想定している塩素注入率では「亜塩素酸」は定量下限値未満に制御できると判断しました。「二酸化塩素」は二酸化塩素を使用しない限り浄水工程で増える要素がないので、計画原水水質と同じ値に設定しました。



No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(7) (4) など	a b など			
62	要求水準書	15	設計共通事項 ／水槽の覆蓋 について	第2章	2	2-2	(2)	③					今回、貴企業団で設置予定の「覆蓋」と、既設2号沈澱池に現在設置している「カバー」の違いについて、教示願います。具体的には、①設置高さは、沈澱池上部床レベル付近で良いか、②設置面積は、「開口部分」のみか、もしくは歩廊部分も含めるのかを含めて、具体的な差異を教示願います。なお、テロ対策が目的であれば、開口部分のみ（そのための、「電動式」）で、現状と同様の設置高さでよいと考えます。沈澱池全体を電動式のテントで覆うのであれば、福岡ドームのようなかなり大掛かりなものになると理解しますが宜しいでしょうか。	覆蓋の設置高さは上部床レベルから上とし、設置範囲は池の上部のみとすることに变更します。既設2号薬品沈澱池の管理用通路は、覆蓋設置の対象外とします。
63	要求水準書	16	浸水防止	第2章	2	2-2	(2)	⑬					県発注の那珂川河川改修（浸水対策工事）が平成26年度まで計画されています。当施設に影響する範囲の計画河川断面（計画高水位、護岸天端高・構造など）の資料を提示していただけますか。（県への情報開示）	那珂川河川改修工事による本事業の対象施設への影響はありません。
64	要求水準書	16	建屋開口部の 高さ	第2章	2	2-2	(2)	⑬					建屋の入口や開口部・・・地盤高より50cm以上の位置・・・と記載有ります 1. 対象建屋としては、新築の建屋を対象とし、2. 既存流用の建屋は対象外で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書	16	浸水対策	第2章	2	2-2	(2)	⑬					浸水防止のため「周辺地盤高より50cm以上の位置」の周辺地盤高とは、新設用地（別紙6 太陽光アレイ設置用地 修正版H24.10 の③新設用地）周辺の道路高との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書	16	導水施設設計	第2章	2	2-2	(3)	①					「各水源場内配管より分岐し…」とありますが、これは、「各水源からの東限浄水場内の導水配管より分岐し…」を意味していますか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書	17	導水施設設計	第2章	2	2-2	(3)	①					新設施設の水位検討を行うために、場外導水配管の縦断図および取水ポンプの性能曲線をご提示願います。	場外導水管ルートが分かる図面を第3回貸出し資料として参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付時に代表企業へ提示します。取水ポンプの性能曲線の資料はありません。
68	要求水準書	17	地下水の取水 流量計	第2章	2	2-2	(4)	⑦					「安徳1号井」および「安徳2号井」には、取水流量計の設置はないものと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
69	要求水準書	19	排水処理施設 設計	第2章	2	2-2	(8)						排水池計画の参考用に、既設ろ過設備の ①運用機（池）数、②洗浄頻度、③洗浄排水量（表洗+逆洗+捨水）をご教示願います。 旧系 全5機 - 運用機数、洗浄頻度（回/日）、洗浄排水量（m <sup>3</sup> /機・回） 新系 全8池 - 運用池数、洗浄頻度（回/日）、洗浄排水量（m <sup>3</sup> /池・回）	旧系：①5機②2日に1回③55（m <sup>3</sup> /機・回） 新系：①8池②2日に1回③175（m <sup>3</sup> /機・回）
70	要求水準書	19	排水処理施設 設計	第2章	2	2-2	(8)	③					クリプトスポリジウム等の原虫類を不活性化する設備を設置する場合、不活性化率ほどの程度でお考えになっていますか。また、その根拠は、必要とお考えですか。	浄水処理過程でクリプトスポリジウム等が増加しないようにご検討ください。
71	要求水準書	19	排水処理施設 設計	第2章	2	2-2	(8)	⑤					第1回質問回答書のNo.348から、計画処理固形物量の算定は「非常時最大浄水量」を用いるということではよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書	19	排水処理施設 設計	第2章	2	2-2	(8)	⑤					第1回質問回答書のNo.350によると、計画処理固形物量を求めるにあたり粉末活性炭の注入による固形物も算定とのことですが、粉末活性炭注入率は「最大30mg/L」または「平均5mg/L」のどちらで計画すべきでしょうか。	平均注入率（5mg/L）でご検討ください。
73	要求水準書	20	排水処理施設 設計	第2章	2	2-2	(8)	⑦					第1回質問回答書No.356において目標含水率等の要求条件については、「要求条件はありません」とあります。しかしながら同回答書のNo.147において「含水率は、65%以下」と回答されています。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	含水率は65%以下を目標としてください。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など			
74	要求水準書	20	排水処理施設設計	第2章	2	2-2	(8)	⑦					今回の脱水機型式は、従来から使用されている油圧締付方式ではなく、環境面に優れた電動締付方式を採用することが要求水準として記載されています。機器の長期稼働時の安全性、安定性を確認するために「無薬注電動締付短時間型加圧脱水機」の浄水場における稼働実績を評価で考慮して頂けませんか。	様式Ⅲ-8の11に稼働実績をご記入ください。
75	要求水準書	20	排水処理施設設計	第2章	2	2-2	(8)	⑦					第1回質問回答書No. 356において目標含水率等の要求条件については、「要求条件はありません」とあります。一方で、同回答書のNo. 147において「含水率は、65%以下を目標としてください」と回答されています。本内容から、65%以下を目標とした施設設計としますが、65%以下を常に満たす必要は無いと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおり施設計画は含水率を65%以下を目標として検討を行ってください。原町浄水場からの汚泥受け入れ濃度の変動要因がありますので脱水ケーキの含水率を担保することはできないものと考えています。
76	要求水準書	20	排水処理施設設計	第2章	2	2-2	(8)	⑧					第1回質問回答書No. 360において原町浄水場からの汚泥投入先は新設脱水機棟の受泥槽とありますが、受泥槽への投入を基本とし、濃縮槽への投入もできるフローとして提案することは可能でしょうか。	受泥槽が要求水準を満たした上で、濃縮槽への投入ラインを確保する提案は可能です。
77	要求水準書	20	排水処理施設設計	第2章	2	2-2	(8)	⑧					第1回質問回答書No. 360において原町浄水場からの汚泥投入先は新設脱水機棟の受泥槽とありますが、受泥槽への投入を基本とし、濃縮槽への投入もできるフローとして提案することは可能でしょうか。	(質問回答No. 76参照)
78	要求水準書	20	排水処理施設設計	第2章	2	2-2	(9)						第1回質問回答書のNo. 363に「脱水機棟に、排水処理施設の運転管理（監視制御）の為の施設は必要です。」と記載有ります。 1. 旧脱水機棟でも、新設排水処理施設の監視制御が必要ですか。	既設脱水機棟に新設排水処理施設の監視制御設備は必要ありません。
79	要求水準書	21	薬品注入設備設計	第2章	2	2-2	(10)	④					設計指針では異臭味除去の粉末活性炭注入率は10～30mg/lとなっています。最小注入率1mg/lは少なすぎると思われますが、いかがでしょうか。最大注入量と最小注入量の差が大きく、計画最小浄水量に対して注入率1mg/lを制御するのは難しいと思われます。	注入条件に適した設備をご検討ください。
80	要求水準書	21	電気計装設備設計	第2章	2	2-2	(11)	①	イ	(イ)			第1回質問回答（平成24年10月）No. 384において、高圧2回線受電とありますが、コスト面を考慮して、高圧1回線受電+自家発(全負荷対応)での提案は可能でしょうか。	2回線受電+自家発です。
81	要求水準書	21	電気計装設備設計	第2章	2	2-2	(11)	①	イ	(キ)			場外設備の監視操作について、テレメータを使用していますが、今回他の通信方法（広域ネットワーク・携帯電話網など）を使用した監視システムへの更新は可能でしょうか。	テレメータを使用してください。
82	要求水準書	21	電気設備設計	第2章	2	2-2	(11)	①	イ	(ク)			「場内の」には東限取水井1, 2, 4～9号井も含まれると解釈して宜しいでしょうか。また、9号井の制御盤の設置年度がリストにありませんでしたので、ご教示をお願いします。	前段はご理解のとおりです。後段は1998年です。
83	要求水準書	21	電気設備設計	第2章	2	2-2	(11)	①	イ	(ク)			「場内の現場盤」の範囲ですが、「計装盤」「制御盤」なども耐用年数が経過していれば、更新対象となるのでしょうか？また脱水機棟操作室の監視盤や操作盤、電気室のシーケンサ盤等については、対象外と考えて宜しいでしょうか。	前段は更新対象となります。後段の既設脱水機棟内の電気設備は対象外となります。
84	要求水準書	21	電気計装設備設計	第2章	2	2-2	(11)	①	イ	(ク)			場内の・・現場操作盤も、耐用年数が過ぎたものは更新と記載有りますが、下記解釈で宜しいでしょうか。 1. 現場操作盤とは、操作スイッチ及び表示器等で構成されている盤。 2. 取水ポンプ盤等、動力制御回路も収納している盤は、動力制御盤とみなす。 3. 水位計等計装機器は更新対象外。	現場操作盤とは記載しておりません。現場盤と記載しています。よって、1,2,3全て対象となります。
85	要求水準書	21	耐用年数	第2章	2	2-2	(11)	①	イ	(ク)			第1回質問回答（平成24年10月）No. 394において、平成30年時点で、場内の現場操作盤は全て耐用年数をこえていると思われます。全て更新対象と考えてよろしいでしょうか。	耐用年数を超えていれば更新となります。既設脱水機棟は対象外となります。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(7) (4) など	a b など		
86	要求水準書	21	更新対象となる現場盤	第2章	2	2-2	(11)	①	イ	(7)		「場内の現場盤も耐用年数を過ぎたものは更新すること」とありますが、ここでいう「現場盤」の定義をご教示下さい。動力盤、動力制御盤、補助継電器盤、シーケンサ盤、機側操作盤、監視制御盤、計装盤、計装機器の何れを指していますか。	全てを指します。
87	要求水準書	22	自家発電設備	第2章	2	2-2	(11)	①	ウ	(5)		使用燃料はA重油とありますが、非常時の入手が容易な軽油の使用は可能でしょうか。	A重油としてください。
88	要求水準書	22	計装設備設計	第2章	2	2-2	(11)	②	エ	(7)		一応、念の為確認させていただきますが、休止中の安徳第1・2号井のテレメータも更新が必要でしょうか。	安徳第1・2号井のテレメータ更新も必要です。
89	要求水準書	24	計装設備設計	第2章	2	2-2	(11)	②	キ			データ保存ファイルのバックアップシステムについて、バックアップ先のメディア（ハードディスク、DVD等）の指定があればご教示ください。	浄水場更新後にはDVDになるものと想定しております。事業者から提案をお願いします。
90	要求水準書	24	計装設備設計	第2章	2	2-2	(11)	②	キ			表2-7にデータ保存ファイルの内容が記載されていますが、各ファイルの用途（トレンド、帳票など）をご教示ください。	トレンド、帳票作成などに利用。
91	要求水準書	24	データの保存ファイル	第2章	2	2-2	(11)	②	キ			今回データのバックアップシステム及び、浄水場外での監視システムとして、広域ネットワークを用いたクラウドシステムの適用は可能でしょうか。	広域ネットワークを用いたクラウドシステムの採用は考えておりません。
92	要求水準書	24	太陽光発電設備設計	第2章	2	2-2	(12)					第1回質問（平成24年10月）No. 142と420に関して、全量売電はできないが、余剰電力の売電は可能ということで、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書	24	太陽光発電設備設計	第2章	2	2-2	(12)	①				「東限浄水場の既設及び新設用地内に太陽光発電設備を設置すること。」となっていますが、別紙6では、東限浄水場の敷地外の④でも設置が「可」となっています。ご見解をお聞かせ願います。また、新設用地内には必ず設置しなければいけないというご理解でよろしいですか。	前段は、場内(①～③)設置での検討して頂いた上で、場内では500kWを確保できない場合に敷地外の④も可能ということです。後段は、周辺環境、用地の有効活用の観点から、必ず設置ということではありません。
94	要求水準書	24	太陽光発電設備設計	第2章	2	2-2	(12)	①				屋外仕様のパワコンディショナの場合、屋外設置で提案してもよろしいでしょうか。屋外設置でのメリットもありますので設置場所を限定せずに自由な発想で検討できればと考えています。なお、屋内設置でなければならない理由があれば、ご教示ください。	設備の耐久性や維持管理性を考えますと屋内設置が望ましいと考えています。屋外設置の提案も可能ですが、経済性以外の屋外設置のメリットが分かるように提案書に記載してください。
95	要求水準書	24	太陽光発電設備設計	第2章	2	2-2	(12)	②				500kW以上の発電設備を敷地内に施工可能と判断した根拠資料を開示して頂けないでしょうか。また、アレイのメンテナンススペースはどのように考慮されていますか。	根拠資料を開示することは考えておりません。アレイのメンテナンススペースを含めて事業者の提案と考えています。
96	要求水準書	24	太陽光発電設備設計	第2章	2	2-2	(12)	⑥				現況の地盤ではアレイの基礎沈下が避けられないと判断した場合は、地盤改良まで今回の工事範囲で行うとのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	要求水準書	24	場内配管設計	第2章	2	2-2	(13)					「既設導水管分岐以降の必要な配管を整備すること」とありますが、分岐以前の既設配管における漏水や、それに伴う不具合に関するリスクは企業団様所掌と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
98	要求水準書	24	場内配管設計	第2章	2	2-2	(13)					浄水場北側の拡幅道路への配管布設は可能でしょうか。	浄水場外施設との連絡管については布設できる可能性はありますが、道路管理者との協議が必要です。浄水場内施設の連絡管等の場内配管の布設はできません。
99	要求水準書	25	水質計器室、分析室	第2章	2	2-2	(14)	②				管理棟に水質計器室及び分析室を設ける記載がありますが、状況によっては既設と同じ思想で、現場に水質計器を設置しても宜しいでしょうか。	測定精度及び維持管理を考慮して望ましいと考えられる提案をお願いします。
100	要求水準書	25	水質分析室の付帯品	第2章	2	2-2	(14)	②	オ			水質分析室に設置する付帯品としてドラフトチャンバーは不要と理解してよろしいでしょうか	第1回質問回答No. 441をご参照ください。
101	要求水準書	26	インターネット回線	第2章	2	2-2	(14)	⑦				インターネット回線の使用目的をご教授下さい。また、このインターネット回線は、企業団での浄水場監視に使用することは可能でしょうか。	インターネット回線はメール等の通信に使用します。浄水場監視に使用することは考えていません。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(7) (4) など	a b など			
102	要求水準書	27	場内整備	第2章	2	2-2	(15)						新設施設建設にあたり発生する残土は、既設施設用地内に仮置きすることは可能でしょうか。	太陽電池設置用地④を除いては可能ですが、既設施設の運転管理に支障を来すことは認められません。
103	要求水準書	27	既設2号薬品沈澱池（新系）	第2章	2	2-2	(15)	①	ウ				「ITVは現在の東限浄水場全体、取水口及び5号井及び6号井用地に太陽電池アレイ設備を設置する場合にはその用地の監視が可能のように設置すること」とありますが、新設の浄水場内に監視用のITV設置の必要はないと考えて宜しいでしょうか。	ITVによる監視は現在の東限浄水場、取水口、新設用地は必須となります。5号井及び6号井用地は太陽光発電設備を設置する場合にはITVによる監視を行うことになります。
104	要求水準書	27	フェンス	第2章	2	2-2	(15)	①	イ				既設用地部分も同様フェンスを設置するとありますが、第5号、6号井の用地フェンスも作り直しするのでしょうか。	第5号、6号井の用地のフェンスは含みません。
105	要求水準書	28	見学者対応	第2章	2	2-3	(15)	⑦					現在の見学者ルートをご教示願います。	沈砂池から浄水工程に沿って見学しています。
106	要求水準書	28	既設2号薬品沈澱池	第2章	2	2-2	(16)						現在使用中の、急速攪拌機及びフロキュレータは、全て「再利用」（更新対象外）と考えて宜しいでしょうか？また、耐震補強工事の際には、一度取り外して、再据付を行っても宜しいでしょうか？	前段及び後段ともご理解のとおりです。
107	要求水準書	28	既設2号薬品沈澱池の改造	第2章	2	2-2	(16)	②、③、 ④					既設2号薬品沈澱池の耐震補強および池内面の防食塗装を実施するために、既設のフラッシュミキサーおよびフロキュレータを一度撤去し、改造が必要と考えています。このときの改造費（補修費含む）、撤去費および再据付費は今回範囲に含むものと考えているのですか。	含みます。
108	要求水準書	29	既設4、5号浄水池及び送水ポンプ室の耐震補強設計	第2章	2	2-2	(17)						5号浄水池の次亜注入室について、耐震補強設計の対象構造物と構造が一体であるため、耐震補強設計の範囲に含めると理解してよろしいですか。その場合、既設の運転（次亜注入）に支障がないという前提で、次亜注入室を必要に応じて耐震補強したうえで、利用してもよろしいでしょうか。	前段及び後段ともにご理解のとおりです。
109	要求水準書	30	既設送水ポンプ設備の更新設計	第2章	2	2-2	(18)						送水ポンプの更新仕様が表2-12に記載されていますが、仕様（起動方式などを含む）や台数などは事業者提案でしょうか。それとも、表2-12に記載されている仕様と台数を指定されているのか、どちらでしょうか？	表2-12とおりの仕様（吐出量、揚程）と台数としてください。
110	要求水準書	30	既設送水ポンプ設備の更新設計	第2章	2	2-2	(18)						送水ポンプの更新において、仕様や台数を事業者提案とすることが可能な場合において、 ①路線部分の詳細な地形図（できれば水位高低図を書ける程度が希望）は、ございませんでしょうか。 ②送水管は独立送水管でしょうか。それとも、送配水管でしょうか。後者の場合、その水圧維持は常時ポンプ稼働により行なっているのでしょうか。 ③送配水管である場合、配水量や大まかな需要者の位置をご教授頂けますでしょうか。	（質問回答No. 109参照）
111	要求水準書	30	撤去設計	第2章	2	2-2	(19)						当該工事予定地においてPCB廃棄物が存在している可能性がございますか。	（第1回質問回答No. 79参照）
112	要求水準書	30	撤去設計（1号薬品沈澱池）	第2章	2	2-2	(19)	①	オ				1号薬品沈澱池が撤去可能となる時期は、膜ろ過装置による浄水が供給された後との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	要求水準書	30	撤去設計	第2章	2	2-2	(19)	①	ケ				管理棟などで現在使用中の机やロッカーなどの備品は、企業団様で処分されてから撤去工事に引渡しされるとの理解でよろしいでしょうか。	（質問回答No. 52参照）

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(7) (4) など	a b など			
114	要求水準書	30	撤去設計	第2章	2	2-2	(19)	②					撤去品は貴春日那珂川水道企業団の所有物であるため、産業廃棄物として処分する場合の廃棄物管理責任は貴企業団にあることを確認願います。	本事業で発生する産業廃棄物を処分する場合の排出事業者責任は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に基づき当企業団にあります。ただし、実際の産業廃棄物処分は事業者が責任を持って適正に行うこととなります。
115	要求水準書	31	工事業務	第2章	2	2-3							過去に施工した拡張工事における施工計画（安全・工程・品質管理計画など）を公表していただけますか。 また、施工後の評価として課題となった点はありますか?※例）着水井に近接した工事のため、仮設構造物及び基礎構造物の工法選択理由など。	過去の拡張工事における施行計画書及び課題に関する資料はありません。
116	要求水準書	31	工事業務	第2章	2	2-3	(1)						現在、新設用地の周囲にある立入禁止柵（松丸太+安全ロープ）の撤去工は今回工事を含むと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	要求水準書	31	工事業務	第2章	2	2-3	(1)	① ③					新設工事において発生した掘削残土を、場内（例えば別紙6の太陽電池設置用地の④）に仮置き、新設及び撤去工事での埋戻しに流用することは可能でしょうか。	（質問回答No. 102参照）
118	要求水準書	31	撤去対象施設	第2章	2	2-3	(1)	③					工事期間中において、撤去対象施設の扱いについて質問します。施設の稼働が問題なく継続できれば、新設施設が完成し撤去するまでの利用について、耐震補強の必要なく流用は可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	要求水準書	32	留意事項（工事工程）	第2章	2	2-3	(2)	②					「平成28年度を供用開始年度とし、」とありますが、平成28年度の供用開始は浄水施設を指すものとし、その他の施設の供用開始は事業者提案できるものと考えますが宜しいでしょうか。またその場合の浄水施設の供用開始時期は、平成28年度中（平成28年4月初め～平成29年度3月末）であれば、事業者提案できるものと考えますがよろしいでしょうか。	前段及び後段ともにご理解のとおりです。
120	要求水準書	33	完成図書及び各種申請図書の提出	第2章	2	2-3	(2)	⑥	イ				工事精算書とは何でしょうか。提出を要するご趣旨と合わせてご教示願います。	工事精算書とは工事数量と金額を整理したものです。国庫補助の会計検査等で必要になります。
121	落札者決定基準	別紙1	技術評価の視点		4	4-2							ここでいう「地域」とは、春日市と那珂川町に限定される、という解釈でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
122	提出書類作成要領及び様式集	7	作成要領	第3章									社名を特定する表現は削除との事ですが、事業者が特定できない会社名（事業とは直接・間接を含めて無関係）については、削除は不要と考えて宜しいでしょうか？	事業者が特定できない会社名とのことですが、その確認ができませんので、19部の社名なしの提案書では全て会社名は記載しないでください。
123	提出書類作成要領及び様式集	30	非常時の考え方	第4章	様式Ⅲ-10	2-4							故障時の連絡体制等の記述がありますが、メーカ、もしくは企業団のどちらに連絡することを想定されているのでしょうか。	メーカへの連絡を想定しています。
124	提出書類作成要領及び様式集	30	監視制御設備	第4章	様式Ⅲ-10	3-3							当企業団側への伝送項目と記載がありますが、企業団側で場内と同等の監視が常時行えば良いとの判断でよろしいでしょうか。	「当企業団側」の「当企業団」とは東隈浄水場と読み替えてください。
125	提出書類作成要領及び様式集	31	図面	第4章	様式Ⅲ-10	図面							電気設備フローシートと記載がありますが、計装フローとして解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	提出書類作成要領及び様式集	35	様式フォーマット	第4章	様式Ⅲ-11-④								太陽光発電設備主要設備リストにおいて、様式フォーマットが適切でないように見受けられる箇所がいくつかあります（監視方式、入出力点数、速度）。修正をお願いします。	（第1回質問回答No. 574参照）

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など			
127	提出書類作成要領及び様式集	39	年間エネルギー使用量	第4章	様式Ⅲ-15								取水ポンプ、送水ポンプは一般的にエネルギー使用量が大きいので、浄水場の主要動力負荷と考えています。第1回質問回答書No.575にて、これらを算定対象範囲から除外することでしたが、これらの負荷の省エネ提案は評価対象外ということでしょうか。	取水ポンプは既設であり、更新3台を含めた送水ポンプの電力使用量は企業団の水運用に影響されますので除いて検討して頂くようにしています。もし効果的な省エネ案があるようでしたらご提案ください。
128	提出書類作成要領及び様式集	39	年間エネルギー使用量	第4章	様式Ⅲ-15								太陽光発電量を差し引いたエネルギー使用量でしょうか。それとも動力設備としてのエネルギー使用量を評価するためのものでしょうか。	動力設備としてのエネルギー使用量を評価します。
129	提出書類作成要領及び様式集	39	年間エネルギー使用量	第4章	様式Ⅲ-15								既設の年間電力使用量を参考までご教示頂けないでしょうか。	平成23年度東限浄水場場内の年間電力使用量(東限第5号井・第6号井含む)は3,586,296kWhです。
130	提出書類作成要領及び様式集	39	環境面への配慮計画	第4章	様式Ⅲ-15	3							東限浄水場運転とは、浄水、排水処理に伴う年間エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量を算出すればよいでしょうか。それとも建築負荷も別途算出するのでしょうか。	浄水、排水処理に伴うものを算出してください。
131	提出書類作成要領及び様式集	39	環境面への配慮とコスト	第4章	様式Ⅲ-15	注1							環境配慮とコスト(縮減)は、どちらが優先されるか、ご教示下さい。	総合的に判断します。
132	提出書類作成要領及び様式集	40	運転管理	第4章	様式Ⅲ-16								膜の運転データの一部をWEBテレメータなどを使って事業者側で監視するという提案は認められるでしょうか?	通常の監視制御設備を備えた上でご提案されるものは認められます。
133	提出書類作成要領及び様式集	41	保守点検管理計画	第4章	様式Ⅲ-17	3-1							第1回質問回答書No.582において、「更新」には、修繕だけでなく、全面更新も含むとありますが、全面更新が必要な場合、その費用は、様式Ⅳ-4の②③、または③④のいずれに計上すればよいか、ご教示下さい。	様式Ⅳ-4④⑤に計上してください。
134	提出書類作成要領及び様式集	43	保守点検管理計画	第4章	様式Ⅲ-18-②								管理棟他に付帯する建築設備(衛生、空調、照明等)は保守点検管理の対象でしょうか。	本事業で整備するものは対象としてください。
135	提出書類作成要領及び様式集	44	機械設備に対する日常点検	第4章	様式Ⅲ-18-③								点検リストには、様式Ⅲ-9-①、様式Ⅲ-9-②から、点検が必要と判断した機器についてのみ記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	提出書類作成要領及び様式集	45	電気設備に対する日常点検	第4章	様式Ⅲ-18-④								点検リストには、様式Ⅲ-11-①から、点検が必要と判断した機器についてのみ記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	提出書類作成要領及び様式集	46	計装設備に対する日常点検	第4章	様式Ⅲ-18-⑤								点検リストには、様式Ⅲ-11-②から、点検が必要と判断した機器についてのみ記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	提出書類作成要領及び様式集	47	監視制御設備に対する日常点検	第4章	様式Ⅲ-18-⑥								点検リストには、様式Ⅲ-11-③から、点検が必要と判断した機器についてのみ記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	提出書類作成要領及び様式集	42~48	点検リスト	第4章	様式Ⅲ-18-①~⑦								第1回質問回答書No.585において、メーカー点検と運転操作員による日常点検の両方を記載することありますが、運転操作員による日常点検に要する費用(人件費)も、様式Ⅳ-4②③の人件費に計上するの、ご教示下さい。	計上してください。
140	提出書類作成要領及び様式集	48	太陽光発電設備に対する日常点検	第4章	様式Ⅲ-18-⑦								点検リストには、様式Ⅲ-11-④から、点検が必要と判断した機器についてのみ記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。



No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(7) (4) など	a b など			
141	提出書類作成要領及び様式集	50	維持管理費	第4章	様式Ⅲ-20								第1回質問回答書No. 544によれば、本採用となった場合、提案した維持管理費は供用開始後の維持管理の参考にすることとありますが、様式Ⅲ-20で提案する膜交換頻度等維持管理費の算出に際し関連する提案内容も同様と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	提出書類作成要領及び様式集	51	性能保証	第4章	様式Ⅲ-21								性能保証の対象となるのは、様式Ⅲ-21に提案者が自ら提案した内容に限ると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	提出書類作成要領及び様式集	51	施設及び設備の性能保障	第4章	様式Ⅲ-21	2							第1回質問回答書No. 592に記載の、「別途定める瑕疵担保期間」とは何年ですか。具体的にお示し下さい。	契約書(案)第64条の第2項で2年間もしくは10年間としています。
144	提出書類作成要領及び様式集	51	施設及び設備の性能保障	第4章	様式Ⅲ-21	2							保証期間の要求水準は、耐用年数(要求水準書P8の表1-5)であり、これを超える保証期間の年数が、事業者の提案という理解でよろしいでしょうか。	一般的に耐用年数と保証期間は一致しないものと理解しています。耐用年数を保証期間とする場合はそのように記載してください。
145	提出書類作成要領及び様式集	51	施設及び設備の性能保証	第4章	様式Ⅲ-21								施設性能保証には、建築設備(衛生、空調、照明等)も含まれるのでしょうか。	保証期間が提案できるものは記載してください。
146	提出書類作成要領及び様式集	60	設計及び工事費用①-設計及び工事費積算表-	第4章	様式Ⅳ-3①								太陽光発電設備費は「その他」の覧に記入してよろしいでしょうか。	電気設備工事に記入してください。
147	提出書類作成要領及び様式集	62	維持管理費用①	第4章	様式Ⅳ-4①	(注2)							様式下部の(注2)によると、1年間の費用を記入することとありますが、項目3~6は、1回に要する費用です。毎年実施しない項目もあろうかと思っておりますので、(注2)の表現の変更をご検討下さい。	「(注2)1及び2については4月~翌年3月の1年間の費用を記入してください。」に修正します。
148	提出書類作成要領及び様式集	62	維持管理費用①	第4章	様式Ⅳ-4①								様式Ⅳ-4①に記載する「太陽光発電設備の主要機器について更新頻度及び更新1回に要する費用」とは(注2)の4月~翌年3月の1年間の費用ではなく15年間の通期における必要な費用という解釈で宜しいでしょうか。	(質問回答No. 147参照)
149	提出書類作成要領及び様式集	62	電力費	第4章	様式Ⅳ-4①	2							第1回回答No. 613にて「粉末活性炭注入設備稼働率100%」とあり、その一方で回答No. 86にて「臭気の発生日数は年間30日」と回答されております。両者を踏まえると粉末活性炭注入設備の年間稼働時間は24h/d×30d/年として電力費を算出してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	提出書類作成要領及び様式集	62	電力費	第4章	様式Ⅳ-4①	2							膜処理設備は運転開始後、徐々に進行する膜閉塞に伴い、膜への原水供給ポンプないし膜からの処理水吸引ポンプの動力は増加します。よって当該ポンプは実際の動力を想定し、電力費を算出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	提出書類作成要領及び様式集	62	電力費	第4章	様式Ⅳ-4①	2							インバータ使用機器について、電力費算出の考え方をご教授頂けますでしょうか。また既設取水ポンプ電動機にはインバータはついておりますでしょうか。	本事業で設置するインバータ使用機器の電力費算出はご提案事項と考えております。後段の既設取水ポンプにはインバータは付いていません。
152	提出書類作成要領及び様式集	63	維持管理費用	第4章	様式Ⅳ-4②								「その他の費用」について、入札説明書等に関する第1回質問の回答書No632において、「池清掃や植栽等に関わる人件費について可能であれば記載をお願いします」とあります。記載の多少は、評価には影響しないと考えてよろしいでしょうか。	記載内容の多少を評価するのではなく、記載内容の妥当性(必要事項を適切に記載していかどうかなど)を評価します。
153	提出書類作成要領及び様式集	63	維持管理費用	第4章	様式Ⅳ-4②								「その他の費用」について、第1回質問回答において、「池清掃や植栽等について可能であれば記載をお願いします」とあります。既存浄水場の池清掃や植栽等について、現状の維持管理頻度・費用のご提示をお願いいたします。	委託業者により年1回清掃を行っています。植栽については、委託費約315万円で、草刈り年4回、剪定年1回、消毒年2回を行っています。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(7) (4) など	a b など			
154	提出書類作成要領及び様式集	63	維持管理費用	第4章	様式IV-4②								「その他の費用」について、既存浄水場の池清掃や既設植栽の管理については費用に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	提出書類作成要領及び様式集	63	維持管理費用	第4章	様式IV-4②								既設建築構造物及び既設土木構造物の修繕費については費用に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書P10表2-1(2)中の既設施設は含まれます。
156	提出書類作成要領及び様式集	63,64	維持管理費用	第4章	様式IV-4②③								除マンガン設備のろ材（マンガン砂およびその他のメディア）交換に伴う維持管理費用は様式IV-4②および③に記載する内容に含まれ、その算出根拠はろ材の部分的な補充ではなく全量取替という理解でよろしいでしょうか？	部分的な補充が必要であれば記載してください。
157	提出書類作成要領及び様式集	63,64	維持管理費用	第4章	様式IV-4②③								第1回質問回答書No.585において、点検リスト（様式Ⅲ-18）に運転操作員による日常点検も記載することとありますが、維持管理費の多寡が評価対象となる場合、運転操作員の人件費は除外されるのか、ご教示下さい。	（質問回答No.158参照）
158	提出書類作成要領及び様式集	63～66	維持管理費用	第4章	様式IV-4②～⑤								第1回質問回答書No.543（維持管理費の多少は評価対象とする）、同No.635（修繕費の積算額は評価対象外）とあり、回答が不一致に思われます。いずれが正しいのか（評価されるのか、されないのか）ご教示下さい。または、（修繕費を除く）維持管理費の金額の多寡は評価するが、修繕費の金額の多寡は評価対象外、ということでしょうか。	第1回質問回答書No.543では別紙1の2-5について、すなわち様式IV-4①～⑤についての回答となっていますので、維持管理費の多少も評価しますという回答になっています。①では金額を含めた評価、②④は項目の抽出や考え方の評価、③⑤は金額の算出根拠の妥当性を評価します。
159	提出書類作成要領及び様式集	63～66	維持管理費用	第4章	様式IV-4②～⑤								維持管理費用や修繕費の算出には、既設脱水機設備などの既設流用設備（機器）を除くということでしょうか。	（質問回答No.155参照）
160	提出書類作成要領及び様式集	65	維持管理費用	第4章	様式IV-4④								維持管理費用における人件費は、入札説明書等に関する第1回質問の回答書において「日常点検の費用を含める」とあります。事業者によって提案する人件費のばらつきを防ぐため、土木建築施設内の清掃や植栽管理等、浄水機能に直接影響の無い点検周期は、企業団にてご指定をお願いいたします。	事業者の経験を踏まえてご提案ください。
161	提出書類作成要領及び様式集	65	維持管理費用	第4章	様式IV-4④								建築構造物や土木構造物の修繕費について、事業者によって提案する更新周期が大きく異なる可能性があります。浄水機能に直接影響の無い外壁塗装の更新等は、更新周期、修繕周期は企業団にてご指定をお願いいたします。	（質問回答No.160参照）
162	設計及び建設工事請負契約書（案）	1	用語の定義	第2章			(3)						「本工事」とは、本施設の建設工事に関する・・・入札説明書等に基づく一切の業務をいう。」とありますが、これは、入札説明書4頁の表-2のうちの「工事」に係る一切の業務と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
163	設計及び建設工事請負契約書（案）	1	閲覧資料	第2条			(7)						閲覧資料3.新設用地地質調査報告書は、「入札説明書等」に含まれるとの理解でよいでしょうか。	閲覧資料は参考資料であり入札説明書等には含まれません。
164	設計及び建設工事請負契約書（案）	1	追加 閲覧資料	第2条			(7)						追加 閲覧資料1.東限浄水場劣化等調査報告書は、「入札説明書等」に含まれるとの理解でよいでしょうか。	（質問回答No.163参照）
165	設計及び建設工事請負契約書（案）	1	入札説明書等	第2条			(7)						第1回貸出し資料の閲覧資料8.薬品沈澱池築造工事竣工図は、「入札説明書等」に含まれるとの理解でよいでしょうか。	（質問回答No.163参照）
166	設計及び建設工事請負契約書（案）	1	入札説明書等	第2条			(7)						第1回貸出し資料の閲覧資料23.後野配水池系次垂注入設備工事竣工図は、「入札説明書等」に含まれるとの理解でよいでしょうか。	（質問回答No.163参照）



No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(7) (4) など	a b など		
167	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	1	入札説明書等	第2条			(7)					第2回貸出し資料の閲覧資料5. 東限浄水場次亜注入設備工事竣工図は、「入札説明書等」に含まれるとの理解でよいでしょうか。	(質問回答No. 163参照)
168	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	1	入札説明書等	第2条			(7)					第2回貸出し資料の閲覧資料9. 天神山、大塚台配水池送水管平面図(A0版1/3000)は、「入札説明書等」に含まれるとの理解でよいでしょうか。	(質問回答No. 163参照)
169	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	1	入札説明書等	第2条			(7)					貸出されたCD-ROMの参考資料、及びこれ以外に公表等された参考資料(入札説明書第4章1(5))は、「入札説明書等」に含まれると理解してよろしいでしょうか。	(質問回答No. 163参照)
170	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	1	法令等・税制 の変更									「法令等」及び税制度の変更起因して本事業の一部又は全部が履行できなくなった場合には請負者は履行義務を免れること、及び、かかる変更起因して増加費用が生じた場合は合理的範囲で企業団にご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。また、かかる規定は契約書において定められるのが一般的であるため、できれば契約書に明記ください。	前・後段については、落札者決定から契約締結までの期間に内容を協議し明記いたします。また、中段についてはご理解のとおりです。
171	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	1	適用の優先 関係									「入札説明書等」の書類相互に不一致があった場合の適用の優先関係を以下のように理解してよろしいでしょうか。 1. 本契約 2. 質疑回答書 3. 要求水準書 4. 入札説明書等(要求水準書を除く。) 5. 事業者提案 また、かかる適用の優先順位についての規定を設けることが一般的であるため、できましたら、かかる規定を置いていただけますよう、お願い致します。	事業提案が要求水準を上回る場合も考えられますので、一概にはお示しできません。
172	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	2	用語の定義	第2条			(19)					契約締結後に「法令等」の変更があり、それによって「事業者提案」や設計図書の一部を変更せざるをえなくなった場合は、これによる工期変更や請負代金の増額を認めていただけると理解してよろしいでしょうか。	詳細設計完了後に法令等の変更があり、それによって事業者提案や設計図書の変更をせざるを得なくなった場合は、合理的な範囲で変更します。
173	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	8	要求水準書若 しくは事業者 提案又は設計 図書の変更	第23条								原子力発電所の事故による放射性物質の飛散により原水の状態等に影響があった場合は、要求水準書の変更(23条)にあたりと理解してよろしいでしょうか。	本事業期間にそのような対応が必要になった場合は、ご理解のとおりとなります。
174	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	9	要求水準書若 しくは事業者 提案又は設計 図書の変更に 伴う増加費用 の負担	第24条	2							工事用地に地中構造物等が発見され、それによって設計図書等を変更せざるをえない場合は、設計及び建設工事請負契約書(案)(要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書の変更に伴う増加費用の負担)第24条2項が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	工事着手後に顕在化した地中構造物等による配管及びケーブル類の設計図書の変更は第24条2項に該当するとは考えていません。建設する構造物を変更せざるを得ない場合には協議対象になるものと考えます。
175	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	9	現場代理人及 び主任技術者	第25条								現場代理人は共同企業体を代表し1名で宜しいでしょうか？また主任技術者及び監理技術者は業種毎に必要でしょうか？	現場代理人は代表企業から1名配置してください。監理技術者については質問回答No. 1を参照してください。
176	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	9	現場代理人及 び主任技術者	第25条								監理技術者の専任期間については、機器製作期間を除く業種毎の現場工事期間のみを専任として宜しいでしょうか？	結構です。
177	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	9	現場代理人及 び主任技術者	第25条								機械設備工事の監理技術者については、業種は水道施設工事でよろしいですか？	(質問回答No. 1参照)

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(7) (4) など	a b など		
178	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	13	条件変更等	第35条								原子力発電所の事故に起因して損害が生じた場合、あるいは工事請負代金の増加が生じた場合は、「予期することのできない特別な状態」に当たり、35条が適用されると理解して宜しいでしょうか。	(質問回答No179参照)
179	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	13	天災等	第37条	1							原子力発電所の事故、放射性物質の増加は、「天災等」に含まれ、よって第46条1項で定義されている「不可抗力」にも含まれると理解してよろしいでしょうか。	原子力発電所の事故が本事業に直接的な影響を及ぼした場合は、第46条の不可抗力に該当します。
180	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	13	乙の請求による工期の延長	第38条								建設用地に地下構造物等があることが試掘調査等によって判明し、そのため工期内に工事を完成できない場合は、「乙の責に帰すことができない事由」として乙は工期延長を請求できる理解でよろしいでしょうか。また、事業者提案に追加費用が発生した場合、変更協議対象と理解しますがよろしいでしょうか。	(質問回答No. 54参照)
181	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	14	請負代金額の変更方法等	第41条	1							本契約締結後に税制や税率が変更された場合の増加分は、請負代金額の変更にあたりと理解してよろしいですか？	(第1回質問回答No. 697参照)
182	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	17	試運転	第49条								試運転を実施する期間について、貴企業団様で想定している試運転期間がありますか。	想定していません。
183	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	18	部分使用	第53条								運用中の既存施設の撤去跡地に施設を新設する場合は、撤去しても支障が生じないように一部の新設施設を撤去前に稼働させる必要があります。その場合、事業者が提案する工程計画に基づき、必要な時期に一部施設の供用を開始していただくことは可能でしょうか。可能な場合、先行稼働に伴う運転管理は企業団様で行っていただけるものでしょうか。また、運転・維持管理費用は企業団様の負担となりますでしょうか。	一部施設の供用開始は当企業団の運転・維持管理計画に関連するので事業者の提案を踏まえた協議が必要になります。供用開始後の運転・維持管理費用は当企業団の負担と考えています。
184	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	20	部分引渡し	第58条								事業途中で供用開始が予定されていますが、供用開始をした施設から部分引渡しすることが可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、引き渡しをする施設に関する責任境界が明確な状態まで工事が完了していることが条件になります。
185	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	22	かし担保	第64条	1							①「性能保障」は「性能保証」と読み替えてよいか、ご教示下さい。	ご理解のとおりです。設計及び建設工事請負契約書(案)を修正します。
186	設計及び建設 工事請負契約 書(案)	22	施設・設備性能保証	第64条	1、2							第1回質問回答No. 545によれば、本採用となった場合、例えば様式Ⅲ-21で提案する施設や設備に関する性能保証の内容については、それが確保できない場合には瑕疵として取り扱うとのことですが、それは、契約書第64条第1項に「事業者提案が要求水準書を上回る事項については事業者提案」という規定があるからだと理解しています。これに対し、保証期間については、第64条第2項にそのような規定がないため、提案内容にかかわらず、第64条第2項の原則どおり、引渡しから2年間ということではよろしいでしょうか。	瑕疵については第64条第2項では2年間もしくは10年間となっています。
187	その他		既設電気設備									現在、受変電設備や非常用自家発電設備の電気事業法に基づく法定点検は、保安協会等への委託にて実施されておられると思料致しますが、更新後についてはどのようにお考えでしょうか。今回の提案書と点検費用には含めなくて宜しいでしょうか。	事業者が実施された場合として費用の計上をお願いします。
188	その他											(新系) 急速ろ過池および(新系) 沈澄水ポンプ室は撤去対象施設範囲外ですが、施設内にある機器(盤等)は撤去する必要がありますか。	撤去する必要はありません。
189	その他											切替え工事中の運用(現管理棟監視室及び新管理棟監視室)においては、企業団様またはメンテ会社様にご協力頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
190	その他											送水ポンプ電気室(送水ポンプ盤)の最高室温についてご教示願います。測定しなければ、室温は夏場おおよそ45℃以下程度でしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
191	その他											既設脱水機設備の監視及び操作は、脱水機棟で行っている様ですが、新管理棟監視室からは、監視（状態及び故障）のみとし、操作は既設操作盤で行うと想定して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	その他											既設脱水機設備の単線図、システム構成図、計想フロー図、シーケンスを借用できないでしょうか。	第3回貸出し資料として参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付時に代表企業へ提示します。
193	その他											既設4、5号送水ポンプ盤、後野配水ポンプ盤関係の単線図、シーケンスを借用できないでしょうか。	第3回貸出し資料として参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付時に代表企業へ提示します。
194	その他											既設東限8、9号取水施設に関する、単線図、計装フロー図、シーケンスを借用できないでしょうか。	第1回貸出資料の閲覧資料18をご参照ください。
195	その他											現在の従業員のメンテナンス動線をご教示願います。	管理室→既設2号薬品沈澱地(新系)→既設1号薬品沈澱地(旧系)→排水池→3号井→7号井→→8号井→9号井→5号井→6号井→取水口→沈砂池→急速ろ過池(新系)→次亜室→ポンプ室→1号井→急速ろ過機(旧系)→4号井→2号井→管理室のルートとしています。
196	その他											現在のサービス車両動線をご教示願います。	普通車両は正門から、大型車両は天日乾燥床と既設2号薬品沈澱地(新系)の間の門から入場しています。
197	その他											現在の既設施設で不便な点があればご教示願います。	既設2号薬品沈澱池(新系)に排泥設備がないため、堆積汚泥の除去を人力でしなければなりません、時間と労力に余裕がないため頻繁に出来ない状況です。
198	その他											現在の契約電力をご教示下さい。	646kWです。
199	閲覧資料1	4	井尻第1取水場									第1回質問回答書No.5に「・・・場外系の現地調査・・・」と記載有りますが、現地調査ではわからないことがあると考えます。下記の電気設備関連資料の閲覧および資料配布をお願いします。 <電気設備関連資料> ①単線接続図、展開接続図、フローシート ②盤の設置寸法図、ケーブルルート ③操作概要 ④テレメータ伝送項目 など	(質問回答No. 34参照)
200	閲覧資料1	4	埋金浄水場系 井尻調整弁									第1回質問回答書No.5に「・・・場外系の現地調査・・・」と記載有りますが、現地調査ではわからないことがあると考えます。下記の電気設備関連資料の閲覧および資料配布をお願いします。 <電気設備関連資料> ①単線接続図、展開接続図、フローシート ②盤の設置寸法図、ケーブルルート ③操作概要 ④テレメータ伝送項目 など	(質問回答No. 34参照)
201	閲覧資料1	4	井尻第2取水場 堰									第1回質問回答書No.5に「・・・浄外系の現地調査・・・」と記載有りますが、現地調査ではわからないことがあると考えます。下記の電気設備関連資料の閲覧および資料配布をお願いします。 <電気設備関連資料> ①単線接続図、展開接続図、フローシート ②盤の設置寸法図、ケーブルルート ③操作概要 ④テレメータ伝送項目 など	(質問回答No. 34参照)

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
202	閲覧資料1 閲覧資料16	4	井尻2号取水場									第1回質問回答書No.5に「・・・場外系の現地調査・・・」と記載有りますが、現地調査ではわからないことがあると考えます。下記の電気設備関連資料の閲覧および資料配布をお願いします。 <電気設備関連資料> ①展開接続図 ②ケーブルルート ③操作概要 ④テレメータ伝送項目 など	(質問回答No.34参照)
203	閲覧資料1	5	安徳取水場									第1回質問回答書No.5に「・・・場外系の現地調査・・・」と記載有りますが、現地調査ではわからないことがあると考えます。下記の電気設備関連資料の閲覧および資料配布をお願いします。 <電気設備関連資料> ①単線接続図、展開接続図、フローシート ②盤の設置寸法図、ケーブルルート ③操作概要 ④テレメータ伝送項目 など	(質問回答No.34参照)
204	閲覧資料1 閲覧資料17	5	山田取水場									第1回質問回答書No.5に「・・・場外系の現地調査・・・」と記載有りますが、現地調査ではわからないことがあると考えます。下記の電気設備関連資料の閲覧および資料配布をお願いします。 <電気設備関連資料> ①展開接続図 ②ケーブルルート ③操作概要 ④テレメータ伝送項目 など	(質問回答No.34参照)
205	閲覧資料1	6	東隈取水場									施設名「東隈取水場」の欄に、取水ポンプ制御盤、No.1・2取水ポンプの記載があります。下記の資料の閲覧および配布をお願いします。 ①盤の設置寸法図、ケーブルルート ②操作概要 ③仕様（電圧・容量・接点）	東隈取水場は本事業の対象ではありません。
206	閲覧資料1	11	2号沈澱池着水井									下記の資料の閲覧および配布をお願いします。 ①機器の設置位置、ケーブルルート ②操作概要 ③仕様（電圧・容量・接点）	(質問回答No.34参照)
207	閲覧資料1	11	2号沈澱池混和池									下記の資料の閲覧および配布をお願いします。 ①機器の設置位置、ケーブルルート ②操作概要 ③仕様（電圧・容量・接点）	(質問回答No.34参照)
208	閲覧資料1	25	炭焼配水池									1. 本事業の範囲外と判断して宜しいでしょうか。 2. 範囲内の場合、下記の資料の閲覧および配布をお願いします。 <電気設備関連資料> ①単線接続図、展開接続図、フローシート ②盤の設置寸法図、ケーブルルート ③操作概要 ④テレメータ伝送項目 など	閲覧資料1に示すこの施設には、事業の範囲に該当する盤等は設置していません。該当する盤はNo.209にある炭焼送水ポンプポンプ室内に設置しています。ただし、炭焼配水池は本事業では王塚台配水池の名称になります。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など		
209	閲覧資料1	25	炭焼送水ポン プポンプ室									1. 本事業の範囲外と判断して宜しいでしょうか。 2. 範囲内の場合、下記の資料の閲覧および配布をお願いします。 <電気設備関連資料> ①単線接続図、展開接続図、フローシート ②盤の設置寸法図、ケーブルルート ③操作概要 ④テレメータ伝送項目 など	1. 質問回答No. 208参照 2. 現時点でご提示できる資料はありません。
210	閲覧資料1	26	炭焼配水池 西鉄									1. 本事業の範囲外と判断して宜しいでしょうか。 2. 範囲内の場合、下記の資料の閲覧および配布をお願いします。 <電気設備関連資料> ①単線接続図、展開接続図、フローシート ②盤の設置寸法図、ケーブルルート ③操作概要 ④テレメータ伝送項目 など	本事業の範囲外です。
211	閲覧資料1	26	天神山配水池									第1回質問回答書No. 5に「・・・浄外系の現地調査・・・」と記載有りますが、現地調査ではわからないことがあると考えます。下記の電気設備関連資料の閲覧および資料配布をお願いします。 <電気設備関連資料> ①単線接続図、展開接続図、フローシート ②盤の設置寸法図、ケーブルルート ③操作概要 ④テレメータ伝送項目 など	(質問回答No. 34参照)
212	閲覧資料1	26	後野配水池									第1回質問回答書No. 5に「・・・浄外系の現地調査・・・」と記載有りますが、現地調査ではわからないことがあると考えます。下記の電気設備関連資料の閲覧および資料配布をお願いします。 <電気設備関連資料> ①単線接続図、展開接続図、フローシート ②盤の設置寸法図、ケーブルルート ③操作概要 ④テレメータ伝送項目 など	(質問回答No. 34参照)
213	閲覧資料1 入札説明書 別紙16	26	王塚台配水池									1. 機器リストでは、2008年撤去と記載有ります。が、別紙16（状況概要図）では、記載有ります。配水地は、運用中でしょうか。 2. 運用中であり今回対象なら、下記の資料の閲覧および配布をお願いします。 <電気設備関連資料> ①単線接続図、展開接続図、フローシート ②盤の設置寸法図、ケーブルルート ③操作概要 ④テレメータ伝送項目 など	閲覧資料1P26での王塚台配水池は入札説明書等という王塚台配水池（旧炭焼配水池）ではありません。また、既に解体していますので、運用していません。
214	追加閲覧資料2 機器リスト		既設電気設備									3号取水井（取水ポンプ）は、休止中となっておりますが、今回工事範囲外と解釈して宜しいでしょうか。範囲内であれば、工事内容をご教示願います。	東限浄水場内の他の取水井と同様です。
215	実施方針の質 問回答書	7	撤去施設の汚 泥、薬品の処 分	No. 70								「各池の汚泥の処分や薬品タンクの残液の処分は当企業団で対応」と回答されていますが、企業団の処分に撤去前の各池およびタンク内洗浄は含まれているとの理解で良いでしょうか。	(質問回答No. 50参照)

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(7) (4) など	a b など			
216	第1回質問回答書	3	天日乾燥床	No. 24									「天日乾燥床の代替なく撤去が不可」とありますが、仮設容量を計算するため、加圧脱水機のメンテナンスによる装置停止日数をご教示ください。	6日間です。
217	第1回質問回答書	3	天日乾燥床	No. 24									「新設用地の範囲として既設の排水池、排泥池、濃縮槽、(旧系)1号沈澱池の跡地利用も含める」という回答について、浄水施設の代替があれば撤去可能であり、その跡地は新設用地として利用できるという理解で宜しいでしょうか。	浄水施設及び排水施設の代替があれば、その跡地は新設用地として利用可能です。
218	第1回質問回答書	3	天日乾燥床内の堆積物処理	No. 25									「天日乾燥床内の堆積物は当企業団で処分」と回答されていますが、天日乾燥床内のろ過材も処分して頂けるとの理解で良いでしょうか。	ろ材は事業者で処分願います。
219	第1回質問回答書	4	法令関係等	No. 41									第1回質問回答書No. 41にて適用する法令等を「設計時点」と回答されておりますが、具体的な期日が確定できません。これを「契約締結時点」に変更していただけませんか。	(質問回答No. 41参照)
220	第1回質問回答書	4	法令関係等	No. 41									質問回答41で「設計時点」とありますが、「契約時点」と読み替えてよろしいでしょうか。	(質問回答No. 41参照)
221	第1回質問回答書	4		No. 42									乙型JVとのご指定がありますが、共同企業体協定書の企業団様への提出は必要でしょうか。必要な場合、様式はございますでしょうか。もしくは昭和62年8月17日 建設省中建審発第12号(最終改正平成23年11月11日 国土交通省中建審第1号)「共同企業体の在り方について」に沿って国土交通省から提示されている「特定建設工事共同企業体協定書(乙)」に準拠するのでしょうか。	共同企業体協定書は当企業団へ提出してください。後段は、ご理解のとおりです。
222	第1回質問回答書	6	新設予定地	No. 70									東隅8号井と天日乾燥床の間のスペースは活用可能という回答ですが、施設の新設が可能という理解でよろしいでしょうか。	埋設物に影響がない範囲で施設の新設は可能です。
223	第1回質問回答書	6	新設予定地	No. 70									既設2号沈澱池南側の用地は新設予定地として利用可能でしょうか。	(質問回答No. 22参照)
224	第1回質問回答書	6	新設予定地	No. 70									「東隈第8号井と天日乾燥床の間のスペースは利用可能」と回答されていますが、「別紙5 修正版H24.10」では新設用地の範囲に含まれていません。新設用地として利用可能な範囲を明示頂けますでしょうか。	埋設配管等に支障がない範囲で利用可能とご理解ください。
225	第1回質問回答書	7	臭気	No. 86									維持管理費用は年間30日で算出とあります。またNo. 613で粉炭稼働率100%とあります。ということは日あたりの稼働率が100%で年間30日運転として維持管理費用を算出するという理解でよろしいでしょうか。	(質問回答No. 149参照)
226	第1回質問回答書	7 45	粉末活性炭の稼働率	No. 86 No. 613									第1回質問回答書No. 86では臭気の発生日数が30日であり、質問回答書No. 613では粉末活性炭注入設備の稼働率100%となっております。この解釈は、「臭気発生期間30日の粉末活性炭注入設備稼働率100%、他の日は稼働率0%」でよろしいでしょうか。	(質問回答No. 149参照)
227	第1回質問回答書	12		No. 146									「現在汚泥の有効利用は園芸用等に利用しており同様の利用が考えられます。」とご回答をいただいておりますが、活性炭が混入した汚泥も同様に有効利用ができると考えられているのか、ご確認願います。	可能と考えています。
228	第1回質問回答書	12	事業のコンセプト	No. 146									「今回は、浄水汚泥の有効利用については別途と考えてよい」と回答されていますが、有効利用の方法について提案しても評価されないとの理解で良いでしょうか。	有効利用のための設備整備を本事業で行った上で浄水汚泥の有効利用を図る提案については評価します。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(7) (4) など	a b など			
229	第1回質問回答書	15 27	排水処理施設設計(脱水機運転管理設備)	No. 189 No. 363									第1回質問回答書No. 189において、排水処理施設の監視制御設備、運転管理は「中央監視室」で行うとあります。一方、同No. 363では「脱水機棟に、排水処理施設の運転管理(監視制御)のための設備は必要」とあります。つまり、排水処理施設の監視制御、運転管理は、中央管理室、新脱水機棟、既設脱水機棟の3箇所で行うということでしょうか。	既設機械脱水機は現場のみで運転管理が可能であり、中央管理室で監視が出来れば構いません。
230	第1回質問回答書	18		NO. 237									「土日祭日は委託2名のみ」とありますが、「祭日」とは、「国民の祝日に関する法律」に定める祝日および休日と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
231	第1回質問回答書	20		NO. 264									「安徳2号井」は、現状予備水源として運用しているとのことですが、今回の事業においても予備水源として考えればよろしいのですか。また、予備水源として考えるならば、取水ポンプ能力を提示願います。	前段は予備水源とお考えください。後段は要求水準書P17表2-5の安徳第1号井と同様です。安徳第1号井が2台となっておりますが、安徳第1号井、第2号井各々1台の誤りです。修正いたします。
232	第1回質問回答書	20		NO. 268									別紙10の浄水水質設計条件を満たすことを要求事項としていますが、浄水水質はどこかで測定した値とするのですか。	浄水池の出側となります。
233	第1回質問回答書	20	水槽の覆蓋	No. 270									覆蓋内での作業が可能であることは、例えば沈澱池の躯体天端に人が立てるような空間が必要ということでしょうか。(覆蓋が躯体天端から数メートル立ち上るイメージでしょうか)それとも、躯体天端に覆蓋があっても池内(水が空のとき)に立って作業が可能であればよいということでしょうか。(覆蓋が躯体天端から設置のために必要な最小限の高さで立ち上るイメージでしょうか)	躯体天端に覆蓋があっても池内(水が空のとき)に立って作業が可能であればよいことに変更します。
234	第1回質問回答書	20	水槽の覆蓋	No. 271									コンクリートスラブとすることも認められるとのことですが、コンクリートスラブにした場合は、上記質問の前者と後者どちらになると考えたらよろしいでしょうか。	後者とします。ただし、コンクリートスラブとする場合には機器の搬出入及び維持管理に十分配慮したものとしてください。
235	第1回質問回答書	21	水槽の覆蓋	No. 273									既設2号薬品沈澱池はテント構造に限定されると考えてよろしいでしょうか。	限定しません。
236	第1回質問回答書	21	水槽の覆蓋	No. 273									No. 233の質問と重複しますが、内部作業とは、躯体天端での作業でしょうか、それとも池内での作業のことでしょうか。	(質問回答No. 233参照)
237	第1回質問回答書	21	水槽の覆蓋	NO. 273									「内部作業のための人が立って移動可能な高さを確保して下さい。」とありますが、点検に支障がなく、別途通路が確保できる場合は、池上部のみをテント構造の覆蓋とし、テント外に人が歩く場所を確保する形でもよろしいでしょうか?	(質問回答No. 62, No. 233参照)
238	第1回質問回答書	21	水槽の覆蓋	No. 273 No. 278									第1回質問回答書No. 273と278より、既設2号薬品沈澱池の覆蓋は、「テント構造(電動開閉式)」を限定されていますが、要求水準未達防止のため、標準設計とされている既設2号薬品沈澱池の覆蓋の参考図面をご提示願います。	ご提示できる資料はありません。
239	第1回質問回答書	21	水槽の覆蓋	NO. 274									第1回質問回答書No. 274では、既設2号薬品沈澱池にのみ覆外もしくは建屋を設けるとのご回答をいただいておりますが、同No. 276に対するご回答では、既設沈砂池の含むようになっております。どちらで考えればよろしいのですか。	既設沈砂池は対象ではありません。
240	第1回質問回答書	21	水槽の覆蓋	No. 274 No. 276									第1回質問回答書No. 274にて既設水槽への覆蓋設置は2号薬品沈澱池以外は含まないとありますが、同No. 276では既設沈砂池には覆蓋を設けることとあります。既設沈砂池には覆蓋を設けないという理解でよろしいでしょうか?	(質問回答No. 239参照)
241	第1回質問回答書	21	水槽の覆蓋	No. 276									水槽の覆蓋について、第1回質問回答書No. 276の「既設沈砂池」は、「既設沈澱池」と読み替えて良いでしょうか。	(質問回答No. 239参照)
242	第1回質問回答書	22	計量設備	No. 286 No. 287									第1回質問回答書No. 286にて、液体の薬液の計量については液位による管理とありますが、同No. 287では重量とあります。液位という理解でよろしいでしょうか。	液位をもとに容量を算出しています。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(7) (4) など	a b など			
243	第1回質問回答書	22	水位の監視	No. 288									着水井、活性炭接触池などの水位を監視することとありますが、越流堰などにより水位変動がほとんどない構造とした場合、水位計は過剰設備と思われる。 また、要求水準書p. 23には、「水位の監視及び制御が『必要な施設には』水位計を設置すること」とあります。水位計設置の有無は、設備の特徴、監視の目的などを考慮した事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
244	第1回質問回答書	22	導水管の水力計算	No. 294 ~298									導水管の水力計算を行うための資料の提示を依頼したところ、ご回答では「配水管平面図および現地調査を基に検討ください。」となっていますが、別紙1および別紙2では、各水源からの東限浄水場までの配管距離（導水管の合流点までの距離も含む）、配管口径、導水管の最高レベルが不明確です。これらのわかる資料をご提示願います。	(質問回答No. 67参照)
245	第1回質問回答書	23	着水井設計	No. 301									着水井1池づつの運用が可能であれば、着水井から流出後の連絡管は1条としてよろしいでしょうか？	着水井2池に各々流出管を設置し、その後1条にすることは問題ありません。
246	第1回質問回答書	23	着水井設計	No. 303 No. 410									合流部の流量について、第1回質問回答書No. 303では、合流前の複数箇所での流量測定値の合計とありますが、同No. 410では集水部・集合管にも流量計測機器を設置するとあります。合計値でも流量を把握できる場所に、重複して大口径の流量計を設置するのは過剰設備と考えます。合計値で把握できる箇所については合計値で表示するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
247	第1回質問回答書	23	塩素注入点	No. 309									第1回質問回答書No.309について、「粉末活性炭の注入前で塩素を注入する場合には、粉末活性炭が塩素を吸着することによる薬品の無駄が生じないように考慮して下さい。」とあります。同No.184の回答と併せますと、仮に粉末活性炭の前段で塩素を注入するフローを選択したとしても、処理性・経済性・運転管理面・維持管理面を総合的に勘案してメリットがあれば無駄ではなく、No.309の回答は要求事項ではないと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
248	第1回質問回答書	24	流量計測	No. 319									逆洗排水は気液混合になることが多く、流量計での直接測定で精度を確保することは不可能です。その場合は膜の排水排泥池に対して水位計を用いた貯留量の変動量や、洗浄水槽の洗浄水の貯留水量の計測で代替することで、洗浄水量を計測してよろしいでしょうか。	流量計による測定が機能及び精度の面から適切でない場合には、記載の方法の提案も認められます。
249	第1回質問回答書	25		No. 331									クリプトスポリジウム等の原虫類を不活性化する設備を設置しない場合、「増加しないことをお示しください。」との回答をいただいておりますが、具体的なデータを示すということですか。また、クリプトスポリジウム等を不活性化する以外の装置で、たとえば、JWRCの認定をとっている場合は、それにて代替できると考えてよろしいですか。	前段はクリプトスポリジウムの収支資料をお示しください。後段はご理解のとおりですが、できるだけ維持管理が容易で維持管理費が安価なものとしてください。
250	第1回質問回答書	26	計画処理固形物量	No. 348									要求水準書P19では、「計画処理固形物量は計画浄水量で算定する」とあり、第1回質問回答書No. 348では、「計画処理固形物量は非常時最大浄水量を考慮する」とあります。排水処理施設（濃縮槽、脱水機）の仕様を決めるには、どちらを正とすれば良いのでしょうか。	非常時最大浄水量をもとにしてください。
251	第1回質問回答書	27		No. 356									「脱水ケーキの有効利用の観点からの目標含水率等の要求条件はない」とのご回答をいただいておりますが、第1回質問回答書No. 147のご回答には、「浄水汚泥の含水率は、65%以下を目標」とあり、この値を目標含水率と考えますが、よろしいですか。	浄水汚泥の含水率は65%以下を目標としてご検討ください。



No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など			
252	第1回質問回答書	29	耐用年数	No. 390									閲覧資料1現況機器リストにて耐用年数を判断することになりますが、既設汚泥処理棟も対象に含まれますか。また現場盤に限らず変圧器・動力盤・シーケンサ盤・補助継電器盤・計装機器も更新対象と考えて宜しいでしょうか。	前段の既設脱水機棟は対象外となります。後段はご理解のとおりです。
253	第1回質問回答書	30	耐用年数	No. 393									「撤去対象以外のすべての現場盤について更新の要否を検討必要」とあります。また第1回質問回答書No. 393に「平成30年時点」、No. 394に「耐用年数15年」ということで、H14以前の盤は更新ということになります。そこで、 ①その現場盤の対象の機械は更新しないという理解でよいでしょうか。 ②送水ポンプは要求水準書に記載されているNo. 1～3だけでなく、No. 4, 5のインバータ盤も更新対象となるが、盤のみ更新対象としてポンプは更新しないという理解でよいでしょうか。またそれと付随する、送水ポンプ補機（浄水池排水ポンプ、軸流ファン、炭焼送水弁、天神山送水弁）は更新しないという理解でよいでしょうか。	①機械は更新対象に含まれません。 ②ご理解のとおりです。
254	第1回質問回答書	30	流量計測	No. 406									第1回質問回答書No.409と併せて、浄水処理の制御に関わる流量計測は原則として電磁流量計によるものとするが、電磁流量計での計測が機能面で不適切な場合は適切な方法を選択してもよいという理解でよろしいですか？（例、施設内の連絡で配管形式を採用することが出来ず、やむを得ず水路形式にせざる場合、水路への堰式流量計や開渠用の流量計の採用の可否について）	ご理解のとおりです。
255	第1回質問回答書	30	耐用年数	No. 395									耐用年数は「地方公営企業法施行規則第十五条、別表第二号における機械及び装置、水道用又は工業用水道用設備の電気設備15年」とありますが、現場盤の耐用年数は「電気設備 その他20年」ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。現場盤の耐用年数は20年に変更します。
256	第1回質問回答書	31	流量計	No. 411									流量計の設置場所について、原水については東限3号井を含む水源ごととありますが、これは、要求水準書P17 2-2 (4) ⑦記載の流量計取付場所に東限3号井が追加になると考えればよろしいでしょうか。その結果、地下水の取水流量計は以下の10箇所に設置すると考えれば宜しいでしょうか。（東限第1、2、3(追加)、4、5+6、7、8、9号井、山田第1+2号井、井尻第1+2号井）	ご理解のとおりです。
257	第1回質問回答書	31	流量計	No. 411									「原水については東限3号井を含む水源ごと」に電磁流量計を設置しますが、要求水準書P. 17に記載されている9箇所への設置でよろしいでしょうか。	(質問回答No. 256参照)
258	第1回質問回答書	35	駐車場	No. 474									来客用と貴企業団用の内訳を明示ください。	全て来客用です。
259	第1回質問回答書	37	既設2号薬品沈澱池耐震診断	No. 496 No. 503									第1回質問回答書No. 496, 503では、耐震診断の結果耐震補強が不要という結果が出た場合でも、補修は行うことという回答のように思いますが、補修については、詳細な調査を実施しないと補修箇所・方法を確定することができません。提示頂いた資料から、事業者で補修工事仕様を推定することでしょうか？企業団様の考え方をご教示ください。	ご理解のとおりです。
260	第1回質問回答書	37	既設4、5号浄水池及び送水ポンプ室耐震補強設計	No. 501									送水ポンプ室の新規配管検討のため、既設配管の詳細図面をご提示下さい。	第3回貸出し資料として参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付時に代表企業へ提示します。
261	第1回質問回答書	38	既設送水ポンプ	No. 509									「更新対象にチェックがないものでも盤の耐用年数が過ぎているものは更新対象となります。」とありますが、送水ポンプ設備以外の場内全ての盤（運転操作盤）に適用されますか。	既設脱水機以外は適用されます。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(7) (4) など	a b など			
262	第1回質問回答書	38	既設送水ポンプ	No. 513									既設送水管の流速係数Cが明示頂けていませんので、一般的な値 (C=110) を用いることとします。それに伴うリスクは全て官側としますがよろしいでしょうか。	結構です。
263	第1回質問回答書	40	維持管理費に関する提案	No. 543									様式IV-4維持管理費用④は項目の抽出及び修繕周期の考え方を評価し、とありますが、性能保証をするために必要な修繕項目及び修繕周期という理解でよろしいでしょうか？	適切な機能を維持するための修繕項目及び修繕周期を意味しています。
264	第1回質問回答書	40	維持管理費に関する提案	No. 543									第1回質問回答書No. 543で、「提案された維持管理費の妥当性を確認した上で、その多少は評価対象とします。様式IV-4維持管理費用②④は項目の抽出及び修繕周期の考え方を評価し、③⑤の金額は妥当性を評価します。」とありますが、②④は金額の妥当性、③⑤は項目の抽出及び修繕周期の考え方をそれぞれ評価する、の誤りではないでしょうか。	第1回質問回答書No. 543のとおりです。考え方は、質問回答No. 158を参照ください。
265	第1回質問回答書	40 47	維持管理費に関する提案	No. 543 No. 635									第1回質問回答書No. 635に「修繕費の積算額は評価の対象外」とありますが、質第1回質問回答書No. 543にありますように「修繕費用の抽出項目と修繕周期の考え方を評価」する形では、修繕回数が少ないが修繕費用は高額な場合、適正に評価できないと思慮します。修繕費は評価対象にならないのでしょうか？	本事業では修繕費が担保されませんので金額による評価は難しいと考えています。但し、修繕周期についてはその金額との関係も含めて考え方の評価を行うこととしています。
266	第1回質問回答書	43	性能保証	No. 589									第1回質問回答書No. 589に「様式III-17で提案した保守点検管理や様式III-18-①～⑦の日常点検の目安が実施される」前提で性能保証を提案するとありますが、そのように点検管理がなされる前提で、性能保証を行なうと理解してよろしいでしょうか。	性能保証は様式III-17及び様式-18-①～⑦の全てを前提にしたものではありませんが、適切な維持管理を行う前提での性能保証とご理解ください。
267	第1回質問回答書	43	性能保証	No. 589									第1回質問回答書No. 589で参照された様式III-17や様式III-18-①～⑦に加え、様式III-16で提案した運転管理計画も適切に実施されるという前提で、性能保証を行なうと理解してよろしいでしょうか。	(質問回答No. 266参照)
268	第1回質問回答書	44	出資比率	No. 600									入札参加者(応募グループ)は、各々出資して共同企業体を結成すると考えるのですか。また、そのとき代表企業の出資比率に規定はありますか。さらに、最低の出資比率に規定はありますか。	出資比率については質問解答No. 7参照。代表企業の割合及び最低の割合の規定はありません。
269	第1回質問回答書	44	維持管理費に関する提案	No. 606									第1回質問回答書No. 606では、電気設備、計装設備、監視制御設備の更新に関する費用は維持管理費に含みませんとの回答が出されていますが、これは設備全体の更新を指すもので、設備を構成する機器や部品の更新は維持管理費に含めるものとの理解でよろしいでしょうか？その場合、様式IV-4④の修繕費項目には、15年以内で必要となる機器や部品の更新費は計上するとの理解でよろしいでしょうか？	電気設備、計装設備、監視制御設備の更新に関する機器や部品の更新は修繕費とお考えください。
270	第1回質問回答書	45	維持管理費	No. 609									次亜塩素酸ナトリウムの消費量算出には、別紙10を参照することとありますが、0.3mg/L～1.0mg/Lと幅があります。どの値で算出すれば良いのでしょうか。	残留塩素は1.0mg/Lとしてください。
271	第1回質問回答書	46	汚泥処理	No. 626									汚泥処理単価は、16,000円/t(税抜き)とのご回答をいただいておりますが、これは、現物量あたりの単価ですか、ドライスラッジあたりの単価ですか。また、現物量あたりの単価ならば、見かけ比重の設定値はありますか。	現物量です。見かけ比重の設定値はありません。
272	第1回質問回答書	47	維持管理費に関する提案	No. 635									第1回質問回答書No. 635では修繕費の「積算額」は評価の対象外との回答をされていますが、No. 543の質問回答では「提案された維持管理費の妥当性を確認した上で、その多少は評価対象とします。」とあり、また様式IV-4⑤(修繕費の積算根拠)の金額は妥当性を評価しますと回答されています。この意味は、維持管理費のうち修繕費については、金額が妥当なものであれば、多寡は評価対象にならないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所								内 容	回 答	
				第1章、 第2章、 など	1 2 など	1-1 2-1 など	(1) (2) など	① ② など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など			
273	第1回質問回答書	49	地元関係者との交渉等	No. 666									第1回質問回答書No. 666において、「地元住民との交渉等」について具体的な事項が回答されていますが、土地の境界確定が発生した場合の権利調整、隣地住民や保育園関係者その他本事業に関する地元の方々からの工事等に関する問合せ一次対応、用水路付け替え等の本事業にかかる地元関係者・権利者からの同意の取得等も含むと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
274	入札説明書		競争入札有資格者名簿（工事関係）	第3章	2		(2)	②	イ～エ				建設企業の担う工事は平成24、25年度春日那珂川水道企業団競争入札有資格者名簿（工事関係）に登録した工種に限られるのでしょうか。	平成24、25年度春日那珂川水道企業団競争入札有資格者名簿（工事関係）のいずれかに登録され、各企業の資格要件②建設企業のイ及びエを満たしていれば、平成24、25年度春日那珂川水道企業団競争入札有資格者名簿（工事関係）に登録した工種に限定しません。